電気料金の特別措置 (電気・ガス価格激変緩和対策事業による電気料金の値引き)

当社は、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下、本事業)に参画し、電気料金の値引きを 実施します。

本事業は、2022 年 10 月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の請求額に直接反映する形で料金の値引きを 行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業のご負担を直接的に軽 減するものです。

【特別措置(値引き)の内容】

1. 対象となるお客さま

- ・電気最終保障供給約款に基づき高圧供給を受けるお客さま
- ・離島等供給約款に基づき供給を受けるお客さま

2. 実施期間(電気料金の値引き期間)

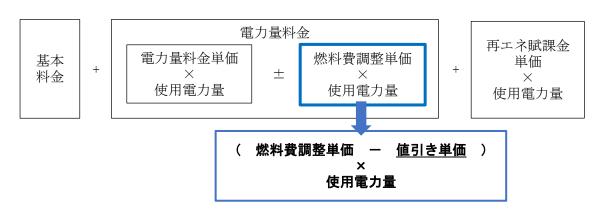
・2023年2月分から10月分電気料金の9か月間

3. 値引き方法(お客さまの電気料金の調整方法)

- ・毎月、使用電力量に応じてご負担いただいている「燃料費調整単価」から「4. 値引き単価」 を差し引いて、ご請求させていただきます。
- ・値引き後の燃料費調整単価は、毎月、当社ホームページでお知らせいたします。

[値引きのイメージ]

・電気料金の仕組み(従量制契約のお客さま)



注:最終保障供給のお客さまは市場価格調整額も適用いたします。

4. 値引き単価(消費税等相当額を含みます)

[低圧供給のお客さま]

・ 従量制供給の場合 (ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合)

	区分	2023年2~9月分	2023年10月分
従量電灯 A	1 契約最初の 9kWh まで	63円00銭	31円50銭
	9kWh を超える 1kWh につき	7円00銭	3円50銭
上記以外		7円00銭	3円50銭

・定額供給の場合(ご使用される設備に応じて料金をお支払いいただいている場合)

区分			2023年2~9月分	2023年10月分
定額電灯	電	10W までの1灯につき	27円19銭	13円59銭
· 灯	灯	10W をこえ 20W までの 1 灯につき	54円38銭	27円19銭
公衆		20W をこえ 40W までの 1 灯につき	108円75銭	54円38銭
街路灯 A		40W をこえ 60W までの 1 灯につき	163円13銭	81円56銭
		60W をこえ 100W までの 1 灯につき	271 円 88 銭	135円94銭
		100W をこえる 1 灯につき 50W までごとに	135 円 94 銭	67円97銭
	小	50VA までの 1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	型機器	50VA をこえ 100VA までの 1 機器につき	162円41銭	81円21銭
		100VA をこえる 1 機器につき 50VA までごとに	81円21銭	40円60銭
臨時電灯 A	総容量が 50VA までの場合		2円19銭	1円10銭
(1 目につき)	総容	F量が 50VA をこえ 100VA までの場合	4円38銭	2円19銭
	総容	量が 100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	4円38銭	2円19銭
	総容	ド量が 500VA をこえ 1kVA までの場合	43 円 82 銭	21円91銭
	総容量が 1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに		43 円 82 銭	21円91銭
臨時電力	契約	3電力が 0.5kW の場合、1 日につき	23円03銭	11円52銭
	契約電力が 1kW 以上の場合、1kW1 日につき		46円05銭	23円03銭
深夜電力 A	1 契約につき		700円00銭	350円00銭

[高圧供給のお客さまの場合]

区分	2023年2~9月分	2023年10月分
高圧供給(供給電圧が6,000ボルトの場合)	3円50銭	1円80銭

5. その他

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー 庁の特設サイトをご覧いただくか、窓口へお電話くださいますようお願いいたします。

[電気・ガス価格激変緩和対策事業 | 経済産業省 資源エネルギー庁]

https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/

[電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 需要家向け窓口]

TEL: 0120-013-305 全日9:00~17:00 (年末年始を除く)